

# 入 札 心 得

(趣旨)

第1条 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、別に備える設計図書、建設工事請負契約書(案)又は委託契約書(案)、上田市財務規則(平成18年上田市規則第45号)、この入札心得、現場等を熟覧し、及び承諾した上で入札しなければならない。

(入札保証金の納付)

第2条 入札参加者は、入札執行前に見積もった総額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを納めないことができる。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に、市を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保証保険契約書を市長に提出して確認を得たとき。
  - (2) 入札参加者が過去2年間に、国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有する者で、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと市長が認めたとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと市長が認めたとき。
- 2 落札者が契約を締結しないときは、納めないとした金額に相当する金額を納付しなければならない。

(入札の方法)

第3条 入札参加者は、別に定める入札書に所要事項を記入の上、これを入札日時までに入札場所に差し出さなければならない。

- 2 この入札は、工事等の総額について見積もらなければならない。ただし、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を記載し、かつ、入札に付する事項ごとに作成しなければならない。
- 3 入札書は書留郵便で差し出すことができる。この場合、1件の入札ごとに封緘し、封筒の表面に「何入札書」と明記しなければならない。
- 4 前項の入札書が所定の期日までに到達しないときは、当該入札はなかったものとする。
- 5 入札参加者が代理人をして入札させるときは、入札執行前に委任状を市長に提出して確認を受けなければならない。
- 6 入札参加者又は代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理人をすることはできない。
- 7 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の辞退)

第5条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
  - (1) 入札執行前には、入札辞退届(別記様式)を直接持参し、又は郵送して行う。ただし、郵送による場合は、入札日の前日までに到着するものに限る。

- (2) 入札執行中であつては、入札辞退届書又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行ふ。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札参加者が協定し、又は不穩の行動をなす等により入札を公正に執行することができないと認められるときは、市長は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札の無効)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者の入札した入札書
- (2) 同一人がした2通以上の入札書
- (3) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (4) 金額を訂正し、訂正印のない入札書
- (5) 記名、押印のない入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (7) 2通以上封緘し、又は封筒の表記と件名等を誤って、書留郵便で差し出した入札書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

(開札)

第8条 開札は入札場所において、入札終了後直ちに、入札参加者立会いにより行ふものとする。

(落札者及び落札価格の決定)

第9条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

- (1) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。
  - (2) 落札者となるべき者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがあつて著しく不適當であると認められるとき。
- 2 前項第1号又は第2号に該当する入札を行った者は、市長の行ふ調査に協力しなければならない。
- 3 落札となるべき同価格の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決めるものとする。
- 4 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わつて入札事務に関係のない当市の職員にくじを引かせるものとする。
- 5 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数のあるときはその端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。

(入札回数等)

第10条 入札回数は1回とする。ただし、災害等で緊急を要する場合にあつては、市長が別に定める。

- 2 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がな

いときは、入札を終了する。

(入札保証金の処理)

第11条 入札保証金は、落札者が決定したとき直ちに、還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付し、又は契約保証金の納付に振り替えることができるものとする。

(契約保証金の納付)

第12条 (A) 落札者は、契約の締結と同時に次に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市長に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを納めないことができる。

(1) 契約金額が50万円未満であり、かつ契約人が契約を確実に履行するものと市長が認めたとき。

(2) 当初設計金額が50万円以上500万円未満の工事で、落札者が過去2年間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有する者で、かつ、その者が当該契約を確実に履行するものと市長が認めたとき。

3 契約人が契約を履行しないときは、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

4 第1項の規定により、落札者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

第12条 (B) 落札者は、契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（かし担保特約を付したものに限る。）を付さなければならない。

2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の10分の3以上としなければならない。

3 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の10分の3に達するまで、市長は、保証金額の増額を請求することができ、契約人は、保証金額の減額を請求することができる。

[注] (A) は、金銭的保証を求める場合に使用する。

[注] (B) は、役務的保証を求める場合に使用する。

(契約の締結)

第13条 落札者は、落札決定後5日以内に契約を締結しなければならない。ただし、予定価格が1億5,000万円以上の工事については、原則として、仮契約とする。

2 前項ただし書の工事については、上田市議会の議決を経た後に本契約を締結するものとする。

3 落札者は、契約の締結に当たって、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を市長に提出しなければならない。ただし、届出書が既に提出されてい

るため、必要がないと市長が認めたときはこの限りでない。

4 契約に要する経費は、契約人の負担とする。

(工事等の着手)

第 14 条 契約人は、契約（本契約）締結後、直ちに工事等に着手しなければならない。

(技術者の配置等)

第 15 条 契約人は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する技術者又は別に定める要件を満たす技術者を、配置しなければならない。

2 契約人は、契約した工事に係る下請代金の額が建設業法第 3 条第 1 項第 2 号の政令で定める金額以上となる工事については、その下請の状況を文書で市長に報告しなければならない。

(備考)

1 工事等に要する材料購入の場合にもこれに準じて作成すること。

2 債務負担行為に基づく工事については、その旨周知すること。